

「千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱」の概要

1 対象施設

遺体保管所、葬祭場及びエンバーミング^(※)等を行う施設

(※)エンバーミングとは、薬剤を使った遺体の保存又は修復等の作業

2 要綱の概要

No.	項目	内容
1	趣旨	この要綱は、事業主に対し協力を求めることにより、遺体保管所等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資するため、遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
2	定義	<p>遺体保管所、葬祭場、エンバーミング等を行う施設、事業主、近隣関係住民等の用語の意義を定める。</p> <p>近隣関係住民等とは、遺体保管所等の敷地境界からア又はイに規定する距離以内に居住する者及び土地又は建築物所有者並びにこれらの者が所属する町内自治会等をいう。</p> <p>ア 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000m²以下の場合 100メートル イ 遺体保管所等の用に供する部分の床面積が1,000m²を超える場合 その数値の10分の1の距離とする。</p>
3	事業者の責務	事業主は、周辺の住環境及び生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるとともに、関係法令等を遵守し、次の各号に掲げる事項に適合するよう遺体保管所等の設置並びに遺体保管所等の管理及び運営を行うものとする。
	設置に係る事項	<p>①接道・外壁後退に関すること（接道6m以上、外壁後退1m以上）</p> <p>②駐車場に関すること（必要駐車場の確保、遺体の搬出入作業に必要なスペースの確保）</p> <p>③緑化に関すること（敷地内の緑化の推進）</p> <p>④景観・広告に関すること（周辺の街並みとの調和）</p>
	管理及び運営に係る事項	<p>⑤遺体の保管方法に関すること（遺体安置用冷蔵庫等による適切な保管）</p> <p>⑥通夜・告別式・花輪に関すること（通夜・告別式・花輪の敷地内実施）</p> <p>⑦遺体・ひつぎの搬出入に関すること（外部から視認されない措置）</p> <p>⑧防音・防臭対策に関すること（近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさない対策）</p> <p>⑨廃棄物・排水の適正処理に関すること（適正又は責任を持っての処理）</p> <p>⑩交通安全対策に関すること（自動車による来場自粛の指示、交通誘導員配置による事故防止）</p>
4	遺体保管所等設置計画の届出	事業主は、遺体保管所等を設置しようとするときは、標識を設置する前に、遺体保管所等設置計画届を市長へ提出する。
5	標識の設置	事業主は、遺体保管所等の設置に関する事業計画の概要を近隣関係住民等に周知するため、当該建築計画の概要を記載した標識を設置する。
6	近隣関係住民等への説明	<p>事業主は、近隣関係住民等に対し、事業計画の概要を説明会等により説明するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努める。</p> <p>事業主は、説明等を行った場合は、速やかにその結果を市長に報告する。</p>
7	設置完了の届出	事業主は、当該遺体保管所等の設置が完了したときは、遅延なく設置完了報告書を市長に提出する。
8	計画変更及び事業主変更	事業主は、計画を変更又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更届を市長に提出する。
9	勧告	市長は、この要綱に基づく届出をしない又は協議事項等を遵守しない事業主に対して、勧告することができる。
10	連絡会議	市長は、要綱の適正な実施を図るため、連絡会議を設置する。

3 施設設置前及び設置後の手続きに係るフロー

凡例 — 必ず行うもの 必要に応じて行うもの

